議案第51号

川崎市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を 改正する規則の制定について 川崎市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則

川崎市教育委員会事務局事務分掌規則(昭和46年川崎市教育委員会規則第 19号)の一部を次のように改正する。

第4条の表職員部の部給与厚生課の項中第6号を削り、第7号を第6号とし 、第8号を第7号とする。

附則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

制定理由

組織整備に伴い、所要の整備を行うため、この規則を制定するものである。

 改正後
 改正前

 ○川崎市教育委員会事務局事務分掌規則
 ○川崎市教育委員会事務局事務分掌規則

昭和46年10月14日教委規則第19号

(第1条~第3条 略)

(事務分掌)

第4条 事務局の事務分掌は、次のとおりとする。

(略)

職員部

教職員企画課

- (1) 教職員の人事施策に係る調整、調査及び企画立案に関すること。
- (2) 教職員の定数に関すること。
- (3) 学級編制に関すること。
- (4) 教職員の給与等の国庫負担金等に関すること。
- (5) 職員団体等に関すること。
- (6) 職員及び教職員(以下「職員等」という。)の給与、勤務時間 その他の勤務条件に関すること。

教職員人事課

- (1) 教職員の任免、昇給、昇格、分限、懲戒、服務、人事記録その 他の人事及び研修に関すること。
- (2) 教職員の配置及び人事評価に関すること。
- (3) 教職員に係る争訟に関すること。
- (4) 教職員の選考に関すること。
- (5) 教育職員免許に関すること。

給与厚生課

(1) 職員等の給与の支給に関すること。

(第1条~第3条 略)

(事務分掌)

第4条 事務局の事務分掌は、次のとおりとする。

(略)

職員部

教職員企画課

(1) 教職員の人事施策に係る調整、調査及び企画立案に関すること。

昭和46年10月14日教委規則第19号

- (2) 教職員の定数に関すること。
- (3) 学級編制に関すること。
- (4) 教職員の給与等の国庫負担金等に関すること。
- (5) 職員団体等に関すること。
- (6) 職員及び教職員(以下「職員等」という。)の給与、勤務時間 その他の勤務条件に関すること。

教職員人事課

- (1) 教職員の任免、昇給、昇格、分限、懲戒、服務、人事記録その 他の人事及び研修に関すること。
- (2) 教職員の配置及び人事評価に関すること。
- (3) 教職員に係る争訟に関すること。
- (4) 教職員の選考に関すること。
- (5) 教育職員免許に関すること。

給与厚生課

(1) 職員等の給与の支給に関すること。

改正後	改正前
(2) 職員等の被服貸与に関すること。	(2) 職員等の被服貸与に関すること。
(3) 一般財団法人川崎市立学校教職員互助会に関すること。	(3) 一般財団法人川崎市立学校教職員互助会に関すること。
(4) 公立学校共済組合との連絡調整に関すること。	(4) 公立学校共済組合との連絡調整に関すること。
(5) 職員等の安全衛生管理及び公務災害補償に関すること。	(5) 職員等の安全衛生管理及び公務災害補償に関すること。
	(6) 職員等の旅費の認定に関すること。
(6) 職員等の福利厚生に関すること。	<u>(7)</u> 職員等の福利厚生に関すること。
(7) 職員等の健康管理に関すること。	<u>(8)</u> 職員等の健康管理に関すること。
(以下 略)	(以下 略)